



平成 28 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名	株式会社クレステック
代表者名	代表取締役社長 高林 彰 (コード：7812 東証 JASDAQ)
問合せ先	取締役執行役員管理部長 三輪 雅人 (TEL. 053-435-3553)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 10 日開催の取締役会において、平成 28 年 9 月 27 日開催予定の第 32 回定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ①構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものです。
- ②取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能にすることで業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 9 月 27 日開催予定の第 32 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役にきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③その他、上記の変更に伴う条数等の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定)	平成 28 年 9 月 27 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 28 年 9 月 27 日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 <u>次の機関を置く。</u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は8名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略) (新設)</p> <p>2 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第26条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>3 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、<u>取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(<u>取締役への重要な業務執行の決定の委任</u>) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) <u>第28条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> <u>第29条</u> 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(選任方法) <u>第30条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) <u>第31条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役の選任の効力) <u>第32条</u> <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) <u>第33条</u> <u>監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) <u>第29条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の7日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>